

石巻工場

(1) 処分した廃棄物の各月ごとの種類および数量【規則第12条の7の2第1項第1号イ】

[illegible]

(2) 燃焼ガス及び排ガス分析の実施状況【規則第12条の7の2第1項第1号ロ】

	燃焼ガス温度	集塵器流入ガス温度	廃ガス中一酸化炭素濃度
測定位置	サイクロン出口	GAH出口	排脱出口
測定日	連続測定	連続測定	連続測定
測定結果	連続測定	連続測定	連続測定

※ 焼却温度、集じん器入口温度、一酸化炭素濃度については連続測定をしておりますので、詳細情報をお知りになりたい方は事業所にてご覧いただく事が可能です。

(3) 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじん除去の実施状況【規則第12条の7の2第1項第1号ハ】

設備(場所)	後部対流電熱部下部ホッパ-・バクフィルター下部ホッパ-	火炉	後部対流伝熱部
除去した日	連続抜出(ホ-イ-稼働時) 5/24(停止時)	5/10(停止時)	5/14、5/15(停止時)

(3)煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度(1回/年以上)、ばい煙量又はばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物)(1回/6か月以上)【規則第12条の7の2第1項第1号二】

ばいえん (測定位置: 煙突入口)	排ガス採取日		4/4	5/1									
	結果の得られた日		4/24	5/16									
	基準値	単位											
硫酸酸化物	28以下	ppm	1未満	1									
ばいじん	0.02以下	g/Nm3	0.001未満	0.001未満									
窒素酸化物	150以下	ppm	86	83									
塩化水素	50以下	mg/Nm3	1未満	-									

[illegible]

1 施設名称 東松島市大塩笹原田処分場

(1)埋立てた廃棄物の各月ごとの種類及び数量【規則第12条の7の2第1項第7号イ】

種類	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
ばいじん	t／月	0	0											0
燃え殻	t／月	0	0											0
合計	t／月	0	0											0

(2)擁壁等、遮水工、調整池、導水管等の損壊のおそれの点検【規則第12条の7の2第1項第8号ハ、ヘ、ト、チ】

点検項目	点検日・点検結果(異常の有無)												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
擁壁等	4/7/10/15/18 /22/25/30	2/6/12/16/19 /22/28/29											
	何れも無	何れも無											
遮水工	4/7/10/15/18 /22/25/30	2/6/12/16/19 /22/28/29											
	何れも無	何れも無											
調整池	4/7/10/15/18 /22/25/30	2/6/12/16/19 /22/28/29											
	何れも無	何れも無											
浸出液処理設備	4/7/10/15/18 /22/25/30	2/6/12/16/19 /22/28/29											
	何れも無	何れも無											
導水管、配管	4/7/10/15/18 /22/25/30	2/6/12/16/19 /22/28/29											
	何れも無	何れも無											

(3)残余容量【規則第12条の7の2第1項第8号リ】

測定年月日	測定結果(m ³)
R7.3.31	44,967

(4)最終処分場の点検の結果、点検箇所において損壊するおそれがあると認められた場合の対応の記録【規則第12条の7の2第1項第8号ハ、ヘ、ト、チ】

点検日	損壊のおそれの状況	対応状況

(5)水質検査【規則第12条の7の2第1項第8号ニ】<外部分析機関:エヌエス環境㈱(計量証明機関)>

採取日		4月4日	5月8日											
検査結果が得られた日		4月17日	5月23日											
放流水	pH	8.0	7.9											
	BOD(mg/l)	0.5未満	0.5未満											
	SS(mg/l)	1未満	1未満											
地下水	上流	電気伝導率(mS/m)	14	16										
		塩化物イオン(mg/l)	8.9	8.6										
	下流	電気伝導率(mS/m)	20	21										
		塩化物イオン(mg/l)	7.5	7.8										

(6)水質検査(有害物質)の実施状況については、別紙に記載のとおり【規則第12条の7の2第1項第8号ニ】

(7)水質検査の結果、水質の悪化が認められる場合、原因の調査結果、必要な措置の実施状況【規則第12条の7の2第1項第8号ホ】

採取日	水質悪化の状況	原因の調査状況	必要な措置の実施状況